

1. 原因究明について

(1) 参考人の招致及び関係資料の提出

①当時の「自民党神戸議員団」及び統一会派を構成した議員団の所属議員、その他の関係者を検討会に招致する。

【公明党、共産党、維新の党・民主党、新社会党、無所属】

②自民党神戸に対して、金銭の流れが分かる報告書の提出を求める。 【共産党】

③当時の「自民党神戸議員団」及び受領者に対して経理関係書類一式（経理帳簿、通帳、領収書及び伝票等）を検討会に提出することを求める。 【共産党、神戸志民党】

(2) その他の事項

①関係者の協力が得られず、調査が進まない場合は、100条調査権を付与した特別委員会設置を検討する。 【公明党、共産党、新社会党、無所属】

②一定の結論が出た段階で、調査結果を市民にお知らせする。 【新社会党】

2. 再発防止策について

(1) 支出内容のさらなる可視化

①会計帳簿、請求書、納品書についても議長提出書類とする。【民主こうべ、新社会党】

②領収書や会計帳簿についてもインターネット公開を行う。

【公明党、民主こうべ、新社会党】

(2) 活動内容のさらなる可視化

①調査委託にかかる成果物及び契約書を議長提出とし公開する。または、インターネット公開を行う。 【自民党、公明党、共産党、民主こうべ、新社会党】

②調査委託にかかる届出・報告に、選定理由、会社概要、実績、調査方法を明記する。また、成果物の第三者による評価ができる体制を整える。

【共産党、民主こうべ、新社会党】

③広報印刷物の印刷物、印刷部数、配布方法等を議長に提出・報告し、公開する。

【公明党、共産党、新社会党】

④調査委託などアンケート調査のバックデータを会派保存する。また、すべての支出に活動報告書の提出を義務付け、インターネット公開を行う。 【共産党、新社会党】

(3) チェック体制の強化

①会派内での後払い方式を徹底し、領収書・成果物を経理責任者がチェックし、領収書
のみの支払いは原則行わない。また、業者等への支払いは原則振込みとする。

【自民党、新社会党】

②税理士・公認会計士など第三者機関による政務活動費に対する監査を行う。また、議
長が年数回、出納検査を行う。

【自民党、公明党、新社会党】

③内部監査において監査委員会を活用する。また、会派内での自主監査の強化として、
監査体制を作り経理責任者が監査を行う。

【民主こうべ】

(4) その他の事項

①経理責任者等に対する定期的な講習を実施する。【自民党】

②議員活動の実態に応じた内容へ経理要綱の改正を行う。【自民党】

③一人会派の領収書及び成果物の保管は市会事務局で行う。【自民党】

④政務活動にかかる市民報告会を実施する。【公明党】

⑤会派の責務や説明責任などの責務規定を条例に新設する。【新社会党】

⑥費用弁償を廃止し、交通費実費支給とする。【新社会党】